

先占、慣習によつて取得されることはないものです。

以上に述べたように、漁業権は漁場の独占利用権でもなく、水面を支配し又は占用する権利でもないのです。

2 漁業権の種類（第六条）

漁業権の種類は、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の三種類であり、それぞれの漁業権の対象となる漁業は次のように限定されています。

(1) 定置漁業権

定置網（別名建網、大敷網等）漁業を営む漁業権で、一般に身網の設置場所の水深が二七メートル以上である大規模な定置網を対象としますが、その規模、対象魚種に関し、北海道、青森県、瀬戸内海及び沖縄県に特例があります。

(2) 区画漁業権

水産動植物の養殖業を営む漁業権で、その養殖の目的たる水産動植物を一定の場所に保有するための「区画」の仕方により三種に分類されます。

第一種区画漁業——「いかだ」から垂らした「かご」で養殖するカキ、真珠等の養殖や、「ひび」や網に附着させて養殖するノリ養殖など、施設、装置を水面に敷設して他の水面から区画し、養殖するものです。

第二種区画漁業——土、石、竹等によつて囲障を作り、その中で魚類を養殖するものです。ただし漁場を団体的に管理し小割りして「いけす」により養殖するもの（小割り式養殖業）は第一種区画漁業に該当します。

第三種区画漁業——前二種以外のもの、すなわち、移動性の少ない貝類を海底にそのまま播いて、養殖目的物の性質から生じる水面の区画性を利用し養殖する「地まき式」貝類養殖業です。

なお、「特定区画漁業権」と呼ばれるものがありますが、これは以上のような区画漁業権の定義上の分類によるものでなくて、漁業法第七条で入漁権を設定しうるものとして列挙されているところの「ひび建養殖業」など五種類の区画漁業権を総称したものです。

(3) 共同漁業権

一定地区の漁民が、一定の水面を共同に利用して営む漁業権です。

そしてこの共同漁業権の対象となりうる漁業は、いわゆる「浮魚」を除いて地先水面に棲みついて他所へ移動しない藻類、貝類及び一定の水産動物を対象とするもの（第一種）と「浮魚」を対象とはしても、他所まで出掛けて行かないで地先水面で待ち構えてとる漁業（第二種～第五種）です。

第一種共同漁業——いわゆる「採貝、採藻」であつて、藻類、貝類及びイセエビ、ナマコ、エムシ等の主務大臣の指定する定着性水産動植物を対象とする漁業。

第二種共同漁業——定置網の小規模なもの及び「やな」、「えり」等の網漁具を、移動しないよう敷設して、来遊する「浮魚」をとる漁業。

第三種共同漁業——地びき網漁業と、これと性質を同じくする地こぎ網及び船びき網漁業、餌をまいてブリ等を飼付ける飼付漁業及び人工の魚礁を築いて魚を集めてとる「つきいそ」漁業。

第四種共同漁業

瀬戸内海、三重県等で作なされている特殊な漁法の寄魚漁業、鳥付こぎ釣漁業。

第五種共同漁業

河川、湖沼という内水面と、閉鎖された海面（京都府の久美浜湾等）で作なされる漁業で、第一種共同漁業に該当する漁業以外のもの。

著者略歴

ひら ばやし へい じ
平 林 平 治

1929年東京生まれ。
水産庁漁政部協同組合課指導班長・同
漁業保険課保険業務室長・(特)北方領
土問題対策協会監事を歴任
平成6年1月没

はま もと ゆき お
浜 本 幸 生

1929年和歌山県生まれ。
水産庁香住漁業調整事務所長・同庁振
興部遊漁調整指導室長、全国沿岸漁業
振興開発協会技術委員を歴任
平成11年11月没

水協法・漁業法の解説

昭和55年11月3日	第1版発行	平成6年6月27日	第10版発行
昭和57年5月25日	第2版発行	平成7年5月31日	第10版2刷発行
昭和58年11月18日	第3版発行	平成8年7月31日	第10版3刷発行
昭和59年11月15日	第4版発行	平成10年3月31日	第11版発行
昭和60年10月12日	第5版発行	平成11年5月20日	第12版発行
昭和63年5月17日	第6版発行	平成12年6月1日	第13版発行
平成元年7月14日	第7版発行	平成14年3月1日	第14版発行
平成3年4月6日	第8版発行	平成15年5月31日	第15版発行
平成5年12月20日	第9版発行	平成15年8月2日	第15版2刷発行

著者 平 林 平 治
浜 本 幸 生
発行者 山 本 辰 義
発行所 漁協経営センター出版部
東京都江戸川区春江町4-6エムエムビル(〒134-0003)
電話 03(3674)5241・FAX 03(3674)5244
http://www.mmjp.or.jp/gyokyo
E-mail:gyokyo@k.email.ne.jp
振替 00170-7-56715

印刷所 三 報 社 印 刷 (株)

不許複製 乱丁・落丁本はお取替えいたします。

漁業協同組合模範定款例 (出資組合の場合)

(最終改正 平成15年3月31日・14水漁第3002号)

目 次

- 第1章 総則 (第1条-第7条)
- 第2章 組合員 (第8条-第17条)
- 第3章 出資、経費分担及び積立金 (第18条-27条)
〔備考 第3章の2 優先出資 (第27条の2-第27条の16)〕
- 第4章 役職員 (第28条-第36条)
- 第5章 総会 (第37条-第46条)
〔備考 第5章の2 総会の部会 (第46条の2)〕
〔備考 第5章の3 総代会 (第46条の3-第46条の5)〕
- 第6章 理事会 (第47条-第49条の3)
〔備考 第6章の2 経営管理委員会 (第49条の4-第49条の9)〕
- 第7章 業務の執行及び会計 (第50条-第54条の2)
〔備考 第7章の2 子会社 (第54条の3)〕
- 第8章 剰余金の処分及び損失の処理 (第55条-第57条)
- 第9章 決算 (第58条-第59条)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この組合は、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能率を上げ、もって組合員の経済的、社会的地位を高めることを目的とする。

(事業)

第2条 この組合は、組合員のために次の事業を行う。

- (1) 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
- (2) 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
- (3) 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- (4) 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- (5) 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- (6) 組合員の事業又は生活に必要な共同利用に関する施設